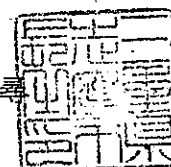




地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内において次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更することについて、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成 27 年 1 月 5 日

志摩市長 竹内 千尋



あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
志摩市磯部町三ヶ所字今里 3 3 6 番地先の道路敷、堤防敷をはさむ公有水面、3 3 6 番地先の堤防敷をはさむ公有水面及び字下戸 3 3 3 番地先公有水面 1, 1 1 3. 0 3 平方メートル	志摩市磯部町三ヶ所字今里
志摩市磯部町三ヶ所字今里 3 4 7、3 4 6、3 4 6 の 1 に面する道路敷前面の堤防敷の地先公有水面、3 3 6 に面する堤防敷の地先公有水面、3 3 6 に面する道路敷前面の堤防敷の地先公有水面及び昭和 6 0 年 1 1 月 2 9 日付け三重県指令港第 9 4 8 号で竣工認可された埋立地に隣接する公有水面 5 3 6. 9 9 平方メートル	志摩市磯部町三ヶ所字今里
志摩市磯部町三ヶ所字里 4 3 3 の 2 番地先の堤防敷をはさむ公有水面及び 4 4 5 の 1 番地先の道路敷と堤防敷をはさむ公有水面 9 0 4. 6 3 平方メートル	志摩市磯部町三ヶ所字里
志摩市磯部町渡鹿野字大切 5 2 4 の 1 から 5 2 4 の 3 まで、5 2 4 の 1 0、5 2 4 の 1 1 番地先の堤防敷をはさむ公有水面 4 6 8. 8 3 平方メートル	志摩市磯部町渡鹿野字大切